

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所在地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成25年7月18日~平成26年2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	市川市立本北方保育園 イチカワシリツ モトキタカタホイクエン		
所在地	〒272-0816 千葉県市川市本北方2丁目40番23号		
交通手段	JR本八幡駅より 京成バス市川営業所行き乗車 農協本店前下車10分 JR下総中山駅より 京成バス市営霊園行き乗車 本北方3丁目下車3分		
電 話	047-338-5982	FAX	047-338-5983
ホームページ	市川市ホームページ(http://www.city.ichikawa.lg.jp/)		
経営法人			
開設年月日	昭和51年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	市川市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	18	24	25	27	27	130		
敷地面積	1,092m ²			保育面積		730m ²			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診・歯科健診・眼科健診・ぎょう虫検査・発育測定 視力検査(3~5歳児クラス)・尿検査(3~5歳児クラス)								
食事	給食提供 アレルギー除去食提供								
利用時間	7時15分~19時15分(土曜日7時15分~17時30分)								
休 日	日曜日 祝祭日 年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流	地域交流(はらっぱの会)・マイ保育園登録事業 東部公民館との交流 小、中高生との交流								
保護者会活動	保護者会の設立はなし								

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		25	17	42
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	23	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		4	3	専門職は嘱託医

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園申請 市川市役所こども部保育課及び本北方保育園		
申請窓口開設時間	8時45分～17時15分		
申請時注意事項	提出書類、入園要件など市川市の注意事項あり		
サービス決定までの時間	市川市の規定による		
入所相談	市川市役所こども部保育課及び本北方保育園(他市川市公立保育園)		
利用代金	通常保育の保育料は、市川市の規定による(入園金なし)		
食事代金	通常保育は、別途徴収なし		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>理念 ・子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の幸福のために保護者と協力し、心身共に健やかに育つよう努める。 ・地域に親しまれる保育園を目指す。</p> <p>保育方針 ・一人一人の子どもを大切に、保護者との信頼関係を築きながら、自然豊かな環境の中で思い切り遊び豊かに生きる力を育てていく。 ・人との関わりの中で愛情や思いやりの気持ちを養う。</p>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近くに調節池や公園、周囲には畑や原っぱなどが広がり自然豊かな環境の中にある保育園です。 ・地域交流「はらっぱの会」をはじめ「マイ保育園登録事業」、家庭保育の連携園など、地域との関わりを大切にしています。 ・異年齢児の自然な関わりを大切に、お散歩や行事、生活の中で異年齢児交流を行っています。 ・月1回ボランティアによる絵本の読み語りや、園文庫を設置し絵本に親しむ機会を多く持っています。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな環境の中で思い切り遊び、一人一人の子どもが身体も心も健康に過ごし、人との関わりの中で優しさや思いやりの気持ちを育むことができるように、日々心がけ丁寧に保育を行っています。 ・3歳未満児は、担当制保育を取り入れ、担当保育士と園児の信頼関係を築き、安心して生活を送れるように細やかな配慮をしています。 ・給食は手作りで、栄養バランスのよい給食やおやつを作って提供しており、一人一人の発達に応じた離乳食や移行食、アレルギー除去食の対応も行っています。 ・異年齢児交流は戸外遊びや散歩、行事を通し日常的に異年齢児と関わる機会を作り、その中で思いやりやいたわりの気持ちが育つように取り組んでいます。年長児による小さい子の寝かしつけや各クラスへ誕生児を祝いに行くなどの交流も行っています。 ・地域交流「はらっぱの会」、マイ保育園登録事業など、地域の子育て支援に力を入れています。特に地域交流では、公民館と連携をして「親子の触れ合い遊び」などの楽しい企画も行っています。その他、小中学生、高校生との触れ合いの場を設けています。家庭保育の連携園として園の行事や定期健診の参加を呼び掛けるなど、家庭保育員のサポートにも当たっています。 ・ボランティアによる月一回の絵本の読み語り、各年齢ごとの毎日の読み聞かせ、園文庫での絵本の貸し出しなどにより、豊かな感性を育むため、絵本に親しむ機会を多く取り入れています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

NPO法人 ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること

1. 食育計画・年齢別食育指導計画に基づき給食職員と保育士間の連携で食育の推進に努めている

食育計画を細分化した年齢別指導計画を作成し、4～5歳児による身近な食材の栽培、クッキング保育の実施や食材を見る、触る、嗅ぐ、皮をむくなどで直接食材に触れ、親しみを持つ機会を設けている。又、行事食としてハロウィーン、クリスマス、餅つき、誕生日に工夫した盛り付けを行うなどで食への関心を高めている。給食室では安全・衛生を第一に、旬の野菜や果物・魚など季節感ある食材の選択と発達に即した切り方、薄味、彩に配慮して調理を行い、盛り付けも子どもの関心を考慮している。日々栄養士と調理員が各クラスを巡回して、子どもの喫食状態や嗜好・感想などを聞き、時には食材の身体への効果などを話すなど子どもとの一体感が伺える。子どもたちは、進んでお代わりを行い残菜は殆ど無い状態である。

2. 保護者との連携の基に健康管理を行い傷害や感染症対策に努力している

園独自に作成した保健年間計画や年齢別保健年間計画配慮事項の作成で、保健指導を中心として取り組んでいる。その中では手洗いや嗽の仕方の指導、玩具、ドアノブの消毒、蟻虫予防と駆除対策、熱中症や風邪の予防など詳細に計画され実施に移している。怪我の発生時は、応急処置を行い首から上や胸部などは保護者連絡を取ると共に、看護師等が付き添い医師受診を行っている。保護者のお迎え時に、発生時の状況説明や医師からの説明を伝えている。感染症対策として看護師が、2歳以上児を対象に入室前の手洗いや嗽の仕方を指導し実践している。保護者の方にも文章で協力依頼し、入室前の手洗いや嗽の励行をお願いしている。嘔吐などの症状があった場合は、マニュアルに従い速やかに保育室に常備している嘔吐グッズを使用して処理する体制は整っていて感染拡大の未然防止を図っている。保護者にも口頭や掲示で速やかに情報伝達をし、早期発見と対応についての協力依頼を行い園全体で感染症対策に取り組んでいる。保護者アンケートでは、感染症予防対策(97%)体調不良や怪我についての状況説明(94%)について高い評価を得ている。

3. 3つの課題を職員が自主的な研修体制で中堅がリーダーとなり取り組んでいる

園の幹部は職員が働いて楽しい職場づくりに努め、職員が自主的に自分で考えて行動することを尊重し、職員中心の運営を心掛けている。その一環として自主研修体制を作り、3つの課題グループ 遊び環境研究グループ 担当制保育研究グループ 内部研修研究グループを作り、職員はどれかのグループに所属し中堅クラスがリーダーとなって自主的な研修を行っている。研修の総括報告を26年2月に行う予定である。職員の自発的な創意工夫が活かされる取り組みであり成果が期待される。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 理念・方針の実践がより進むように「保育士あるべき像」の具体化と職員個人にとって持つ意味の再認識を期待したい

園の保育理念・方針・目標を明示し、常に意識して行動するように心がけている。また、日常の行動について指導計画の実践を振り返り、理念に基づく行動が出来る様に努めている。さらに、理念・方針に掲げている「子どもの人権尊重や保護者協力」について保育士としても「あるべき像」を具体的に話し合い、自己評価表としてまとめ、定期的な確認と課題・目標設定を行い、また、職員一人ひとりにとって「どのような意味」を持つのか認識し、より実践行動が深まる様に期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価を受けるにあたり、評価項目を全職員で話し合い、検討してきました。小グループで話し合い勉強する中で、日々の保育を振り返り、保育の根本を見直す良い機会になりました。評価後は、保護者の意見を真摯に受け止め、園の理念を職員一人一人が深く考え共通理解し、初心に戻って「職員のあるべき像」を話し合い、それを具体的な目標として保育を実践していきます。保育の主体は、子どもと保護者であることを常に念頭に置き、子どもの人権を尊重した保育を行っていきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				実施数	未実施数	
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4		
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む取り組み指導力を発揮している。	5		
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3		
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4		
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1	
			16 提供する保育の標準化	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3		
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5		
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4		
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5		
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6		
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3		
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	4		
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
			32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
	計				128	2

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p> <p>(評価コメント) 市の基本理念・基本方針・基本目標に基づき、全職員で年度初めに話し合い、園の保育理念・保育方針・園目標を設定し「子どもの人権尊重と最善の幸福」「自然豊かな中で思い切り遊ぶ」等の分かりやすい理念・方針を掲げている。また、園の目標を達成するために、自然豊かな中で身体を鍛える 地域の中高生との交流を図る 地域の子育て支援を充実する 絵本の貸し出しやボランティア活動を支援する 職員の主体的な研修を充実する等の具体的な重点方針を設定している。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p> <p>(評価コメント) 園の保育理念・方針・目標は各クラス、ホール、事務所等に掲示し、また、保育課程の冒頭に記載し、常に意識して行動するように心がけている。日常の行動について指導計画の実践を振り返り、より理念に基づく行動が出来る様に努めている。なお、理念・方針に掲げている「子どもの人権尊重や保護者協力」について保育士としても「あるべき像」を具体的に話し合い、職員一人ひとりにとって「どのような意味」を持つのか認識し、実践行動が深まる様に期待したい。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p> <p>(評価コメント) 理念・方針・目標はパンフレットに明記し入園説明会等で説明している。また、各クラス毎の保護者会、保育参加、面談等の機会に園の目標、クラス目標、発達の特徴、指導計画の食事、排泄、着脱、健康、遊び等の目標等説明し、保護者の協力をお願いしている。今回の第三者評価に当たり実施したアンケート調査では「園の目標や方針を知っているか」との設問に79%の方が「はい」と回答している。</p>
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている</p> <p>(評価コメント) 市は現状を踏まえて「市川市次世代育成支援行動計画」「市川市保育計画」の中で、課題と計画を明らかにしている。当園では保護者支援の強化、地域子育て支援の充実、マイ保育園登録事業、家庭保育員連携等に努めている。なお、当園の自己評価に基づく保育の質の向上課題を明示することが望ましい。</p>
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時よりも、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p> <p>(評価コメント) 毎月職員会議を約2時間行い、各クラスの指導計画の振り返り・反省を中心に話し合っている。最近の記録ではPDCA(計画・実行・反省)に基づく報告が多く、単なる事実報告から脱しつつ成長が確認できる。各クラスミーティングや自主的な研修グループワーク等で小人数での話し合いが行われ全職員が話し合う等、全職員が参画し話し合うシステムが機能している。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p> <p>(評価コメント) 園の幹部は働いて楽しい職場づくりに努めている。そのため指導方針は職員が自主的に自分で考えて行動することを尊重し、職員中心のボトムアップの運営を心掛けている。今年度3つの 遊び環境研究グループ 担当制保育研究グループ 内部研修研究グループを作り、職員は何れかのグループに所属し中堅クラスがリーダーとなって自主的な話し合いを行っている。職員の自発的な創意工夫が活かされる取り組みであり成果が期待される。</p>
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</p> <p>(評価コメント) 市の職員倫理規定、個人情報保護規定、「職員の心構え」、接遇対応マニュアル等職員に配布、説明し徹底を図っている。また、ボランティア、地域交流の方にも個人情報保護方針を説明し徹底を図っている。なお、年度初めには倫理・法令遵守に関する研修を定期的に行い、毎年プライバシーの尊重の再確認を行うことが望ましい。</p>

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に扱い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	人材育成方針が明文化されている。 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 保育園の勤務評定の手引きがあり、職務分担、評定要素、評定基準が設定されている。年2回人事考課が行われ園長が結果をフィードバックしている。なお、園では保育士の「あるべき像」に基づく自己評価表を検討中であり、より具体的な課題と目標を設定し職員一人ひとりの育成がより効果的に行われる事を期待したい。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 職員の時間外勤務の状況や休暇取得状況は毎月把握し、市が適切な管理をしている。また、福利厚生は市の制度を活用している。相談しやすい体制として新人にはジョブコーチが付いて助言や相談に乗る体制がある。なお、新人には全職員が支援し相談にのる体制づくりを期待したい。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 園長会で年間研修計画を立て、25年度は12回の研修計画が実施されている。「子どもの権利擁護」「子ども・子育て支援制度」は全員職員対象で実施され、他の研修は、保護者とのコミュニケーション、発達障害、リスクマネジメント、保育技術等で職員が必要な研修に参加し、参加者が園内報告し情報共有を図っている。個人別育成は保育士の「あるべき像」に基づき目標を明確にし、園長面接でモチベーションを高めて気づきを中心に成長することが期待される。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 研修計画の冒頭に「子どもの権利擁護」の研修を計画し、基本的な考えや姿勢を全職員に徹底する事を重視している。当園の参加者は約40名の職員中10人なので、園内研修で幹部が講師を務め全職員に徹底するか、市の研修を繰り返し計画し全員が参加するか検討が必要と思われる。また、すぐれた取り組みの園見学が計画されているので期待したい。虐待防止に計しては、各クラスには「子どものSOSに気づいてください」の冊子を置き、常に意識して虐待防止に努めている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 市の個人情報保護条例に基づき、「個人情報取り扱いに関するお願い」文を作成し配布・説明している。写真や誕生会での取り扱いについて了解をとり、また申し出により拒否できることを明示している。職員には個人情報マニュアル等を配布し徹底しているが、定期的な確認が必要と思われる。実習生やボランティアにはマニュアルにより口頭説明し徹底している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 年2回のクラスの懇談会やサロンで保護者の意向や要望を確認している。また、保育参加、保育参観、試食会、行事等の終了後にアンケートを実施し、要望や課題の収集に努めている。園内にも試食会アンケートの集計結果が掲示され丁寧に対応していると思われる。今回の第三者評価に当たり実施したアンケートでは「満足」以上回答数が全体の86%に当たり総合満足は高いと思われる。自由意見として多くの意見が寄せられ園に対する期待の大きさが確認される内容であり、一層の満足向上が期待される。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情解決制度が整備され、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員名がポスターに掲示されている。また、意見箱が設置されているが、設置場所については検討が必要と思われる。寄せられた要望・苦情は会議で話し合い改善に努めている。寄せられた要望・苦情に前向きに真摯に対応して行くことが信頼関係を深める重要な行動になると思われる。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育日誌、週・月指導計画を各クラス毎に振り返り、目標と計画に対する確認・反省(PDCA)が機能し、持続的に保育の質が向上する仕組みが機能し始めている。今後、年間で保育の質に関する園の自己評価を行い成果と課題を公表する事が望ましい。		
16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	業務の基本や手順が明確になっている。 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 マニュアル見直しを定期的に行っている。 マニュアル作成は職員の見直しのもとに行われている。
(評価コメント) 保育カリキュラムマニュアル、危機管理マニュアル、接遇マニュアル初め、必要なマニュアルは全て整備されている。また、緊急対応マニュアルを見直し必要な都度修正し危機に対応出来るよう備えている。「職員の心がまえ」は年度初めに読み合わせをし基本の確認を行っている。さらに、内容面では、法や人権尊重の基本理念、園の理念・方針・目標、保育の質を高める基本体系、具体的なあるべき保育士像など内容の充実を図り、年度初めに「初心」に立ち戻ることを期待したい。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 問い合わせと見学には園長、主任が丁寧に対応し、園の環境、保育士の関わり、園の雰囲気など利用者の関心の高い事を確認して頂いている。また、パンフレットにて、園の理念・方針・目標、1日の流れ、入園の申込方法など説明し、保護者が必要としている情報を丁寧に提供している。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園説明会や個人面談の機会に、「保育園のおしり」「園の保育理念や保育方針」「個人情報取り扱いに関するお願い」等を配布し、園のしくみやルール、個人情報の扱い、子どものトラブルやケガ等の説明を行い、また、園と保護者が協力して「子どもの人権を尊重した保育」を行うことに関して理解と協力を求めている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育課程は、23年度末に園目標を見直しているが、25年度に入り本北方保育園の特色を生かした保育課程とする為、園長以下10名の職員が中心となり検討を重ねた。理念から方針を導き、子ども像から園目標へ繋げ年齢別の保育目標をより具体的に表すことで月案とも関連しやすくした。発達過程は養護と教育の5領域ごとに各クラスで作成したものを、年齢間で発達の連続性を確保するためにクラス間で調整して作成した。更に特色として健康支援や安全対策事故防止・保護者支援など6項目を保育課程に追加し作り変えた。全職員で関わり作成した保育課程を今後具現化するために更なる研修を期待する。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程の園目標を基に各年齢別年間指導計画で、発達や季節の変化を考慮した年齢別保育目標を掲げている。更に月の指導計画や週案に年間のねらいや発達の姿を考慮し立案している。月の指導計画は、クラス毎に先月の子どもの姿からねらいを立て、項目として養護と教育の内容及び配慮事項・環境構成、行事、保護者支援、反省・自己評価で編成されている。毎月の職員会議で月の指導計画を振り返り課題について提案し協議している。3歳未満児と特別配慮を必要とする子どもの保育については、個別指導計画を作成し実践後日々クラス毎に話し合いで振り返りを行い保育計画の改善に努めている。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 好きな遊びができる場所が用意されている。 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 各クラス毎に、指先を使う構成遊びのパズル・ブロック・自動車・積み木、模倣遊びのままごとや縫いぐるみ、造形遊びの粘土など発達や興味に合わせて設定されている。収納場所はラベルを張り、見やすく取り出しやすく、片づけやすい工夫がされている。空き箱やトイレトペーパーの芯などのコーナーがあり、好きなものを使い想像性や創造性を発揮してオリジナルな遊具を作って遊べるように配慮されている。各クラスとも遊びが集中できるようにコーナーを作り、そこの活動を保証している。遊具の破損等は常時安全点検を行い、子どもが安心して遊び込めるように配慮している。園庭での遊びは概ね時間を決めて使用し、3歳未満児の場合は潜在危険が想定されるブランコ・滑り台・鉄棒に保育士が付き見守ると共に、子どもの遊ぶ状態に応じて保育士が配置できるように連携を取りながら安全と事故防止に努めている。4～5歳児は園の向かい側にある広場で、ゲームや運動遊びなど体を使った遊びに集中している。		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 園庭での草花や夏野菜の栽培、園舎前の広場や散歩先の公園などで昆虫や小鳥・どんぐりなどの自然界の動植物に触れる機会を作り、感性を育むと共に生態を知る・興味を持ったり収穫物を保育に利用したりしている。2歳以上児は各クラスで、鈴虫、アゲハチョウ、かたつむりを保育者と共に飼育し、生き物を大切に育てる気持ちや育んでいる。月1～2回の地域交流(園庭解放)で、5歳児の手遊びや歌・保育士のエプロンシアター・大型紙芝居、同年齢での遊びなどで地域の親子との触れ合いの他、小中学生の体験学習や高校生などが子どもと遊ぶ機会を設けている。時期的な行事の七夕・運動会・クリスマス等の他、4・5歳児はバス遠足で市立動植物園の見学や、2歳以上児のお弁当やオニギリ遠足の実施などで地域を知る、人と関わる、自然に触れる等を通して日常生活に変化と潤いを与えている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。子どもが役割を果せるような取組みが行われている。異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 3歳未満児は担当制で保育を行い、保育者との信頼関係を基盤に他の子どもに興味・関心を示し人との関係性が自然体で培えるように配慮している。トラブルの場合は子どもの気持ちや意見をじっくり聞き、子どもも自分の思いを言葉で表現できるように援助しながら、出来る限り子ども同士で解決できるように見守りや援助を行っている。危険な行為をした場合は、禁止や制止句ではなく、危険な状態の理解が出来るように、発達を考慮した言葉や態度で気付かせている。日常生活の中で、5歳児が3歳児の午睡用布団を敷いたり、1～2歳児の布団運び、トントン隊と称して年少児クラスへ行き子どもを寝かす等様々な役割をこなしている。朝夕の自由遊びや散歩時で異年齢と一緒に過ごす機会があり、年少児は年長児の模倣や尊敬の気持ちを育み、年長児は年下の子どもへの優しさやいたわり・協力などの精神を培い、生活に必要なルール(順番や交代等)や遊びなどを伝承する機会となっている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	子ども同士の関わりに対して配慮している。個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 配慮を必要とする子どもたちは、必要に応じて保育士が加配されている。保育士は、専門研修を受けたり実践の場での勤務をしたりする中で、子どもが見通しを持って行動し安心して生活できるように、専門機関からの指導の基に視覚支援の方法を学び保育に取り入れている。年1回市の発達支援センターから巡回指導を受け、子どもの姿を観察後保育士等とカンファレンスを行い、具体的な助言や支援の在り方の指導を受け記録している。子どもの保育では毎月個別指導計画を作成し、実践の内容を個別記録簿に記入すると共に発達の姿に即した支援の在り方について振り返りを行っている。支援センターからの指導内容や園での子どもの状態は職員会議で伝達し、全職員が共通理解を図る体制を整えている。担当保育士は、専門研修の参加や、市内の公開保育に参加する等で更に知識や技術の習得に努めている。保護者とは送迎時の会話や連絡帳、随時個人面談の場で子どもの発達の状況報告や保護者からの相談などを受け止め、協働の子育てを目指す努力をしている。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。担当職員の研修が行われている。子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) 朝・夕の延長保育は60%の子どもたちが、年齢の近い子ども同士合同で保育者に見守られながら、自分の好きな遊具や教具を選択して遊んでいる。登園から9時までと夕方17時以降は、0、1、2、3歳と4・5歳に分かれて保育を行い、子どもの人数により最終的に1クラスでの縦割り保育になる。日中の子ども様子は、名簿と共に各クラスからの引き継ぎ表や延長保育メモに詳細に記入された健康状態や怪我などを口頭と書面で延長保育士に引き継がれ、保護者にはその内容が伝達され担当者名の記入で確実性を確保する体制が取られている。定期的に延長保育担当者や打ち合わせ会議を開き、子ども関わり方や薬の保管、所持品の始末など日中の保育と関連することについての共通理解を深め保育の向上をめざしている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 保護者とは日々連絡帳や口頭で、子どもの健康状態等を連絡しあい保育活動に役立てている。日中の保育内容は各クラスの掲示板に、保育のねらいや活動中の子どものエピソードを交え情報提供をしている。園便りやクラス便りを毎月発行して、年度当初は職員紹介したりクラスの保育活動の様子などを紹介している。保護者同士のおしゃべりが出来るサロンを開催し、お互いの子育てについての話や育児情報の交換などを気軽に話し合う機会を設定している。年2回各クラス別に行う保護者会、1回の保育参観、各クラス5日から15日間をかけて行う保育参加、個人面談を実施し、子どもの発達状態や保育内容理解を図っている。面談時、必要に応じて園長や主任保育士や栄養士などが同席することもある。相談や意見・要望に対して園長への報告が行われその都度迅速に対応するよう努めている。年長児は就学に向けて近隣の小学校1年生との交流会に参加したり、保育士は教職員との面談や電話などで子どもの情報提供や保護者の了解の基に行う保育要録の送付などで、子どもの育ちの連続性に努めている。		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</p> <p>子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント) 保健年間計画は、今年度から園長・主任保育士・看護師が中心となり園独自の計画を作成している。計画の内容は、保健目標、保健指導、保健行事、特記事項を記入し一目瞭然とした計画書となっている。更に年齢別保健年間計画配慮事項を作成し、期毎に全園児、0歳児、1・2歳児、3歳以上児に分けた目標ときめ細かい内容構成がされている。子どもの健康管理として、嘱託医による全園児対象の内科健診(年2回)・歯科・眼科健診(各年1回)・尿検査(3歳以上児年1回)・視力検査(3歳以上児年2回程度)を実施し、疾病の早期発見と治療に役立っている。健診結果は、児童表や健康記録に記載すると共に保護者にも連絡している。日常子どもの健康状態の把握は、保護者からの情報提供や看護師や保育士による健康観察を行い保健日誌に記録している。不適切な養育行為の兆候や虐待が疑われた場合は、園長への報告と共にマニュアルに従い迅速な対応を取り早期発見に努め、写真などの記録化、関係機関との連携が迅速にとれる体制が整っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント) 保育中発熱した場合は、原則として37.5度以上を目安に保護者に電話連絡を入れ、水分補給などを行い保育士や看護師、主任保育士等が付き添い事務室内のベットで静養しお迎えを待つ体制が取られている。迎えの保護者には、子どもの状態や園での対応を説明し状態により医師受診を勧めている。感染症対策として、2歳以上児に入室の際には手洗いや嗽の仕方を指導し実際に励行している。嘔吐などの症状がある場合は、マニュアルに従い速やかに保育室に常備してある消毒液、ゴム手袋、マスク等を着用し処理する体制があり感染拡大の未然防止を図っている。感染症の発生状態に応じて嘱託医や保育課、保健所に連絡し指導を仰ぎながら対応する体制を整えている。保護者には保健ニュースとして毎月発行する中に、手洗いなど具体的な説明を行っている。感染症発生時には、情報を掲示や口頭で伝達し、保護者のできる対策を協力依頼し感染拡大の防止を図っている。怪我が起きた場合は、応急処置を行い首から上や胸部等は保護者連絡を取ると共に、看護師や担当保育士・主任保育士が付き添い医師受診を行い保健日誌に記入している。保護者がお迎え時には、お詫びをすると共に怪我の発生時の状況など詳細に説明し医師からの説明も伝えている。事故報告書を作成・記録化し、要因究明を行うなど事故防止に努めている。薬品管理は看護師が行い常時対応できるように配慮されている。保護者アンケートでは、94%の高い評価を得ている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程の中に食育の年齢別目標を立て、その目標をさらに細分化して年間を4期に分けた年齢別の食育年間指導計画を作成している。計画に基づいて衛生・安全を第一に、旬の野菜・果物・魚などの季節感ある食材を吟味して献立作成を行い、発達に合った切り方、薄味や彩などに配慮して調理を行い各クラスともお代わりが盛んに行われている。行事食として、八口ウィーン、クリスマス、餅つきや誕生日に工夫した盛り付けを行うなど子どもの食への関心を高める工夫をしている。4・5歳児による野菜の苗植えや収穫、おにぎりやサンドイッチ作りなどの体験、調理前の食材を子どもに見せたりトモロコシの皮むき・枝豆の鞘取りなど直接食材と関わる機会を設け食育の一環としている。日々栄養士と調理員が各保育室を巡回し、子どもの喫食状態や嗜好、感想などを聞いたり時には食材の説明など行い給食室との一体感が伺える。食物アレルギー児の食事は、医師からの診断書に基づき、毎月保護者と栄養士、担当保育士による面談を行い個別献立による除去食を提供している。保護者から提出される生活管理指導表(食物アレルギー病型、アナフラキシー病型、除去食物・除去根拠等)の内容を職員が周知し毎朝の打ち合わせで当日のアレルギー食の確認を行っている。配膳時は専用トレイの使用や、氏名・除去食品名記入のプレートで確認したことを提供側と受け取る側の氏名記入で確認している。子どもの着席位置の固定や、食前に食品に掛けたラップを外す等で誤食防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント) 保育室内には温度計や湿度計を設置し、日々観察し保育日誌に記入している。乾燥する季節では、加湿器と湿り気のある布を室内に掛け乾燥防止や感染症対策を図っている。夏は園庭中央付近に遮光ネットを張り、園庭での遊びが快適になるように配慮している。保育室内で運動遊びを行う時や布団を敷く時などは窓を開放し換気に留意している。子どもが外遊びから入室する時は、手洗いや嗽を励行している。保護者にも同様なことの協力依頼を行い園全体で感染症対策に取り組んでいる。子どもの使用する玩具は定期的に洗濯や日光消毒を行い安全・衛生管理に努めている。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント) 事故発生時の対応マニュアルを整備し、マニュアルに沿って事故発生の防止に努めている。発生した事故は事故原因を時系列で詳細に確認し、事故防止策を話し合い再発防止に努めている。また、ヒアリ・ハット記録を共有化し易い様式に改善し、朝礼で報告し事故防止意識を強めている。園内や園庭は毎月安全点検を行い、危険箇所の発見と改修に努めている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 定期的に避難訓練を実施している。 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 非常災害時対応マニュアルを整備し、自衛消防組織体制、避難経路チャートを各クラスに掲示し、毎月避難訓練を行っている。避難訓練は火災等の発生場所を変更するなど緊急時の柔軟な判断力を高める様な工夫を行っている。また、消防署の指導で消火器訓練を行うなど連携のもとに災害発生時に備えている。また、災害時の連絡は一斉メール送信や災害ダイヤル活用等の練習を行い、安否方法の徹底を行っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 毎週水曜日に地域交流の「はらっぱの会」を実施し、地域の方に「園庭開放」「発育測定」「サロン話し合い」「育児相談」等の場を提供している。家庭の保育員との連携機関として園の施設や行事、定期検診等に参加して頂き、情報提供等活用されている。家庭保育員からは、行き易い活用し易いと好評であり、ますますの多くの保育員の活用が期待される。</p>		